

平成 28 年 3 月 10 日

見積業者 御中

鹿児島県薩摩川内市原田町 2 番 46 号

社会福祉法人^{恩賜} 済生会川内病院_{財団}

施設整備課 課長 久木野 周作
(公 印 省 略)

新館渡り廊下 自動ドア設置工事について

平素は格別のご高配を受賜り、厚く御礼申し上げます。
早速ですが、当院としましては別紙仕様書の通り工事を計画しております。
つきましては、仕様書を作成しましたので、該当するものであれば下記の書類等を準備され期限までに提出して頂きますようお願い致します。
また、該当しない場合は、ご面倒でも応札仕様書にその旨を記載され提出して頂きますよう重ねてお願い致します。

以上

記

- ・見積書 (税込み)
- ・応札書

※上記書類は、3月24日 入札会場にて提出願います。
(応札書は必ず提出願います。見積書は落札業者のみ提出)

問合せ先

〒895-0074 鹿児島県薩摩川内市原田町 2 番 46 号

社会福祉法人 済生会川内病院

Tel 0996-22-8961 Fax 0996-22-8941

担当者：施設整備課 川路 博久

見積もり仕様書

- 工事件名 : 新館渡り廊下 自動ドア設置工事
- 工事概要 : 新管理棟 1.2 階から渡り廊下に出る扉は、手動の開き扉が設置されている。その扉を自動ドアに取り換える工事。
- 工事対象場所 : 薩摩川内市原田町 2 番 4 6 号
済生会川内病院 新館渡り廊下と新管理棟の渡り部 (1.2 階)

【 適用 】

本見積もり仕様書は、自動扉設置工事及びそれに付随する工事全般に適用する。

【 仕様・条件等 】

本工事の施工に於いては、騒音・振動関連防止法、建築基準法、消防法、廃棄物関連法規 (リサイクル法含む)、電気技術基準、済生会 法令順守規程等の各種法令を遵守した工事とする。

本工事の見積もり範囲として、機器・備品購入及び各種工事 (建築・電気・設備等)、検査一式及び廃棄物の処理費用を含むものとする。

1 既存扉について

既存の開き扉 (手動) は、撤去する。但し、電気錠の部品・配線で利用できるものは使用可能とする。

2 自動ドアについて

- (1) ドアの材質は、アルミ合金製とする。
- (2) ドアの色は、別途指定とする。(標準色)
- (3) ガラスは、網入りガラスの透明とする。
- (4) 片引きとする。
- (5) ドアの有効開口は、1100mm以上とする。

3 施錠について

- (1) 1 階の自動ドアの施錠は、既存カードキー対応の電気錠とする。
- (2) 2 階の自動ドアの施錠は、下部に“サムタン”を設置する。
(電気錠対応としない)

4 電源工事について

自動扉に供給する電源は、以下の電気盤より配線を行う事。
新管理棟 1 階 K-1LM-1 予備ブレーカーあり。

5 床の仕上げについて

- (1) 床の仕上げについては、外側からの雨の進入を考慮した仕上げとする。
(台風時等の大雨時に吹き込んだ水が室内側に入らない対策)
- (2) 床は段差の少ない仕上げとする。

6 その他

- (1) 保証・定期点検・・・本工事に係わる保証期間は引き渡し後1年間とし、保証範囲は工事範囲全体とする。また、保証期間中のトラブル対応は工賃・部品代、原則無償対応とする。
- (2) 見積書・・・見積書の合計金額は、税込み金額にて記載する。
提出部数は1部とする。
- (3) 施工期間・時期・・・工事期間は、原則土曜日、日曜日とする。
- (4) 施工実施決定時、1週間以内に納入仕様書、工程表を提出する。
- (5) 工事検査・・・仕様を満足し工事に問題ないことを相方にて検査する。
検査記録を残すこと。
仕様の確認検査及び運用管理を満足することを検査する。
※検査書を作成すること。
- (6) 引き渡し・・・納品引渡しは、機器が正常に作動し、即使用できる事を確認、検収報告書、取扱説明書等を提出した上で、納品完了とする。但し書類上不備のある場合これを却下する。また、取り扱い説明会を実施後引き渡しとする。
- (7) 検収・支払い・・・検収日は引き渡し日を検収日とする。
支払いは、検収月の末締め、翌月払いとする。
- (8) 提出書類
 - ア 作業報告書・・・検査書、図面、廃棄物マニフェスト、工事（前・中・完了）の状況がわかる写真やその他病院側が必要とする書類をファイリングし1部提出する。
工事検査完了後、10日以内に提出する。
 - イ 検収報告書・・・別紙指定書式にて作業報告書と同時に提出する。
 - ウ 納品書・・・工事検査完了翌月始め5日以内（書式は任意）
 - エ 請求書・・・病院指定及び御社書式の請求書 各1部
（納品書と同時提出）
 - オ 図面データ・・・工事で作成した図面データはCDにて1枚提出する。
- (9) 工事日条件は、当院と打ち合わせの上決定する。
- (10) 導入する設備に関しては、入札時点でJIS規格等に準じた製品であること
- (11) 本設備の使用に関しては、使用者及び担当者に対し操作説明・保守等についての説明・教育を行うこと。
- (12) アフターメンテナンス体制が万全であり、緊急連絡網が確立されていること。
- (13) 修理・問い合わせ等が発生した場合、迅速に対応できること。
- (14) 本設備に関し、使用される消耗品がある場合は全て見積もり書に添付すること。
- (15) 過去3年以内に当院に納入実績があること。
但し、実績がなくても病院が承認した場合は可とする。
- (16) 本工事实施前に工事請負契約書を締結し正式契約後発注する。
なお、契約書の契約条項の中に独立した条項として「乙は、本件契約の履行に当たっては、社会福祉法人^{恩賜}財団 済生会法令順守規定を理解し、誠実に業務を遂行する。」を記載することとする。
- (17) 本仕様に関して疑義が生じた場合には、担当者と協議しその指示を仰ぐこと。また、本件で知り得た情報については、第三者に対し絶対に漏洩してはならない。

以上

1階 渡り廊下側



1階 新管理棟側



2階 渡り廊下側



2階 新管理棟側

